

審査会等の委員の関係団体による場合の応募について

1 現状

平成24年4月の合同会議において、委員等が審議等に加われない団体の範囲を拡大した。（委員等が団体の役員を務める場合に加え、会員であったり取引関係にある場合も、審議等に加われないこととした）

神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会設置に関する要領

（審議等からの除外）

第6条 条例第7条に規定する事業等の対象事業及び被表彰者の決定について団体等と利害関係のある幹事は、当該案件についての審議等に加われない。

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会申し合わせ事項

ボランティア活動推進基金 21 条例第7条に規定する事業等の対象事業及び被表彰者の決定について、団体等と利害関係を有する委員は、当該案件についての審議等に加われない。

2 利害関係についての考え方

平成23年度以前の利害関係・・・

応募団体の代表者・役員

平成24年度以降の利害関係（に加えて）・・・

- ・応募団体の職員、顧問及び個人会員並びに団体会員の代表・役員・職員
- ・応募団体との継続的（雇用・委託）関係
- ・応募団体の代表者が二親等以内の親族
- ・その他上記には、該らないものの利害関係があると認められる場合

ここで掲げた利害関係の類型は、平成24年4月の合同会議資料に基づく

3 応募を禁止する範囲

応募を禁止する範囲としては、次のものが考えられる。

- A 応募を禁止しない。
- B 上記の に限り禁止し、 の利害関係の場合は、従来どおり関係する委員が審議等に加わらないこととする。
- C 上記の 及び のうちの利害関係の濃い場合に、応募禁止にし、その他の利害関係の場合は、従来どおり関係する委員が審議等に加わらないこととする。
- D 上記 及び に該当する団体は全て、応募禁止とする。

4 利害関係の確認方法

現状では、委員等の自己申告に基づき当該委員が、審議に加わらないこととしている。

応募を禁止する場合には、事務局において応募書類を受理せず却下するために、書面で確認できることが望ましい。